



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

## 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
代々木1丁目ビル 14階  
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

### 《会計・税務の知識》交際費等非課税枠の拡充とその活用

#### 1. はじめに

今回は、平成26年度税制改正の一部である交際費等非課税枠の拡充から、その交際費等の内容について説明します。

#### 2. 平成26年度税制改正の内容

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。

##### (1) 全ての法人

交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入されます。(新設)

##### (2) 中小法人のみ

次のいずれかの有利な金額を、損金の額に算入することができます。

- ① 上記(1)の規定による金額
- ② 交際費等の額のうち、年800万円までの金額(延長)

なお、改正前は、資本金1億円超の法人については、交際費は全額損金算入が認められませんでした。

#### 3. 交際費等とは？

その支出が交際費等に該当するためには、以下の3要件を満たすことが必要となります。

- (1) 支出の相手方が事業の関係者であること
- (2) 支出の目的が取引関係の円滑な進行を図ること
- (3) 行為の形態が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であること

#### 4. 50%損金算入の対象となる飲食費とは？

##### (1) 5,000円基準は継続

社外飲食接待費のうち、5,000円以下の金額は交際費等の額から除かれることとなっておりますが、当該基準は引き続き継続されるため、全額損金算入となります。一定の帳簿等の保存が要件となります。

##### (2) ゴルフ等に伴う飲食費は一連の行為

ゴルフ・観劇・旅行等の催事に際しての飲食等については、その催事を実施することを主たる目的とする一連の行為の1つとして実施されるもので、一連の行為に吸収されると考えられるため、対象外となります。

##### (3) 社内飲食費は接待飲食費から除外

接待飲食費は、その中から専ら当該法人の役員若しくは従業員またはこれらの親族に対する接待等の支出分は除かれますので、対象となりません。

しかし、接待する得意先等が1人であっても、その飲食等のために自己の従業員等が参加する必要があったのであれば、その参加が形式的であると認められる場合を除き、社内飲食費に該当しません。

##### (4) グループ法人等の接待飲食費は対象となる

50%損金算入における飲食費については、上記(3)により社内飲食費を除くこととされています。

この点、接待の相手方が、資本関係が100%である親法人や、連結納税の適用を受けている各連結法人等の役員等でも、社外の者であることに変わりないため、社内飲食費に該当せず、50%損金算入の対象となります。

##### (5) 接待飲食のための送迎費用は？

通常、飲食等のために飲食店等に対して直接支払うものではないため、その送迎費自体は交際費等に該当し、飲食費に該当しません。

##### (6) 飲食店等へのサービス料等は？

飲食等のためにテーブルチャージ料やサービス料等として飲食店等に対して直接支払うものは飲食費に該当します。

##### (7) 接待飲食後のお土産は？

その飲食等で提供されている飲食物のお持ち帰りに要する「お土産代」をその飲食店等に支払う場合には、相当の時間内に飲食されることにかかわらず、飲食費に該当します。

#### 5. 終わりに

今回の税制改正により、税制面で優遇を受けることが出来る場合でも、その内容により5,000円基準や飲食費基準など、現場での作業が多少なりとも増加することが見込まれますので、判定には充分注意を払い、しっかりと事前の準備をすることが必要となります。適用についてのご相談等につきましては、ぜひ弊所までご連絡ください。

(担当： 内田)